5　ドキュメント
　インターフェイスシステム及び情報提供等事務に使用する他の情報システム（以下「インターフェイスシステム等」という。）の設計、開発及び運用に関する記録及び文書
6　データ
　行政機関の長等の使用に係る電子情報処理組織において通知され、記録され、保存され又は提供される情報
7　可搬記憶媒体
　行政機関の長等の使用に係る電子計算機から容易に取り外すことのできる記憶媒体（光ディスク等（光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。）、ＵＳＢメモリ又は外付けハードディスクドライブその他これに類するもの。）
8　ファイル
　行政機関の長等の使用に係る電子計算機に内蔵される記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ
9　電子計算機室
　電子計算機及び電気通信関係装置を設置する室
10　可搬記憶媒体等保管室
　可搬記憶媒体及びドキュメントを保管する室
11　重要機能室
　電子計算機室、可搬記憶媒体等保管室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室及び可搬記憶媒体等保管室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

第３　体制、規程等の整備

１　体制の整備

⑴　責任体制等の確立
　情報提供ネットワークシステムを使用して、円滑かつ安全に特定個人情報の授受を実施するとともに、インターフェイスシステム等のセキュリティを確保するため、インターフェイスシステム等の企画、開発及び運用保守に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制及び連絡体制の確立を図ること。

⑵　監視体制の整備
　インターフェイスシステム等の運用に関し、異常な状態を早期に発見し、総務大臣に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

２　規程等の整備

⑴　規程の整備
　インターフェイスシステム等の企画、開発及び運用保守に関する規程を整備すること。

⑵　運用等に係るドキュメントの整備
　インターフェイスシステム等に関する設計書、台帳、操作手順書及び緊急時における作業手順書等を整備し、適切に維持管理を行うこと。

３　人事、教育、研修等

⑴　要員管理
　インターフェイスシステム等の企画、開発及び運用保守に必要な職員を適切に配置するとともに、交替等の人事管理を適切に行うこと。

⑵　教育及び研修
　インターフェイスシステム等の企画、開発及び運用保守を実施する職員に対し、インターフェイスシステム等の操作、セキュリティ対策についての教育及び研修を行うための計画を策定し、その実施体制を確立するとともに、職員に対する教育及び研修を適切に行うこと。

４　セキュリティ対策
　セキュリティ対策に関する情報の収集及び分析を実施するとともに、インターフェイスシステム等の企画、開発及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策の点検及び評価を行い、その結果に基づきインターフェイスシステム等に関するセキュリティ対策の改善を行うこと。

５　緊急事態発生時の体制等

⑴　作動停止等発生時における事務処理体制
ア　インターフェイスシステム等の構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等によりインターフェイスシステム等の全部又は一部の作動停止又は異常作動の発生（以下「作動停止等発生」という。）時の行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関の長等との連絡方法等について、あらかじめ定めること。
イ　作動停止等発生時に適切な対応を行うことができるよう、他の行政機関の長等と連携を図り、行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関等との連絡方法等について教育及び研修を行うこと。
ウ　作動停止等発生時には、その旨を速やかに総務大臣に報告すること。また、インターフェイスシステム等の復旧等に必要な措置等を講じ、作動停止等発生の根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。

⑵　不正アクセス行為発生時における事務処理体制
ア　インターフェイスシステム等への不正アクセス行為発生（以下「不正アクセス行為発生」という。）時の行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関の長等との連絡方法等について、あらかじめ定めること。
イ　不正アクセス行為発生時に適切な対応を行うことができるよう、他の行政機関の長等と連携を図り、行動計画、総務大臣への報告方法及び他の行政機関の長等との連絡方法等について教育及び研修を行うこと。
ウ　不正アクセス行為発生時には、その旨を速やかに総務大臣に報告すること。また、被害状況の把握及び被害の拡大を防止するための措置等必要な対策を講じ、総務大臣に報告すること。さらに、不正アクセス行為発生の根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。

⑶　情報漏えい等発生時における事務処理体制
ア　法第12条に規定する措置を講ずるに当たっては、情報提供用個人識別符号及び特定個人情報の漏えいその他これに準ずる事態の発生（以下「情報漏えい等発生」という。）時の行動計画及び総務大臣への報告方法等について、あらかじめ定めること。
イ　情報漏えい等発生時に適切な対応を行うことができるよう、行動計画及び総務大臣への報告方法等について教育及び研修を行うこと。
ウ　情報漏えい等発生時には、被害状況の把握及び被害の拡大を防止するための措置等必要な対策を講じ、情報漏えい等発生の旨、被害状況及び講じた対策等について総務大臣に報告すること。また、情報漏えい等発生の根本原因及び再発防止策について検討を行い、その内容について総務大臣に報告するとともに、再発防止に努めること。

⑷　緊急事態の早期発見
　作動停止等発生、不正アクセス行為発生及び情報漏えい等発生を早期に発見するために必要な措置を講ずること。